

高齢者の方が安心して暮らせるために



▶ 高齢者支援課
 高齢者サービス係
 電話 042-438-4028

高齢者の方への主な福祉施策

市では、介護保険のほかに下表の事業を実施しています。
 ※サービスの提供には、訪問調査のうえ決定する事業があります。

サービス名	対象/内容
高齢者福祉 手技治療割引券支給	はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧料金割引券 (1回につき1,000円割引)を月1枚支給 ※自己負担: 施術料金から1,000円を差し引いた額 対 65歳以上の方
高齢者配食	昼食を週6回(月~土)、希望する曜日に配食 ※自己負担: 1食当たり411円 対 65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上の方のみ の世帯で、配食を必要と認められた方(日中、65 歳以上の方のみで生活している場合を含む)
認知症及びねたきり 高齢者等紙おむつ 給付	自宅に紙おむつ(種類により枚数制限あり)を配達 ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く) 対 常時おむつを使用している40歳以上で、次の① または②に該当する方 ①寝たきり、またはそれ に準ずる状態 ②認知症により重度の介護が必要 な状態
高齢者等紙おむつ 助成金交付	月額4,500円を上限に助成 ※紙おむつ給付サービスと同月での供給不可 対 40歳以上で、介護保険で要介護1以上の認定を 受け、紙おむつの持込を禁止している医療保険適 用の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払って いる方 ※生活保護世帯などを除く
ねたきり高齢者理・ 美容券交付	理・美容師の訪問により、調髪・顔そりまたはカット・ シャンプーを受けられるサービス券を、年4 枚まで交付 ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く) 対 65歳以上の寝たきり、またはそれに準ずる方
ねたきり高齢者等 寝具乾燥	月1回、寝具乾燥サービス車が家庭を訪問 ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く) 対 65歳以上で、寝たきりまたはそれに準ずる方
高齢者緊急通報・ 火災安全システム 設置	緊急通報システム・火災安全システムを通して緊急 事態を受信センターに通報できます ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く) 対 65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上の方の みの世帯で、慢性疾患などがあり常時注意を必要 とする方 ※世帯の場合は、世帯全員に慢性疾患がある場合 が対象(医師の意見書必要)
高齢者住宅用 防災機器給付	火災警報器、自動消火装置、ガス安全システムまた は電磁調理器のうち、必要と認められる機器を 給付(設置) ※自己負担: 設置費用の1割相当分 ※壁の材質により設置できない場合あり 対 65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上の方の みの世帯で、認知症など心身機能の低下に伴い防 火などの配慮が必要と認められる方
認知症高齢者徘徊 位置探索	徘徊高齢者の早期発見と安全の確保に役立てるた め、介護者に位置情報専用探索器を貸与 ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く) 対 65歳以上で、介護保険で要介護・要支援の認定 を受けている、または事業対象者とされた方で、 認知症により徘徊行動の著しい方の介護者
高齢者入浴サービス	通所による入浴(週1回 ^{まで}) ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く) 対 65歳以上で、介護保険で要介護3以上の認定を 受け、介護保険の通所介護または訪問入浴介護に よる入浴が困難な方
高齢者等外出支援	介助員を配置したリフト付きの福祉車両などを用 いた外出支援(利用者の居宅を中心とした半径30 kmの範囲内) ※自己負担: 実車料金(メーター料金)・有料道路 料金・駐車料金(所得に応じた減額措置あり) 対 40歳以上で、介護保険で要支援・要介護の認定 を受けている、または事業対象者とされた方で、 一般の公共交通機関や手段では外出が困難な、現 に在宅で居住している方
高齢者緊急短期入所	施設の緊急ベッドを確保 ※自己負担あり 対 ●おおむね65歳以上で、虐待・放置などにより 緊急に施設入所などが必要な方 ●介護者の病気・けがなどの緊急事態により、 適切な介護を受けることができなくなり、施設 入所による保護が必要と市長が認めた方 ▶ 高齢者支援課 地域支援係 電話 042-438-4029

高齢福祉サービス

サービス名	対象/内容
高齢者日常生活用具 等給付	日常生活に必要な歩行支援用具(歩行補助杖・入浴 補助用具・スロープ・歩行器・手すり ^{など})などの給付 対 65歳以上で、介護保険で非該当の認定を受け、 用具などの給付が必要と認められる方 ※給付限度額あり ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く)
高齢者入浴券支給	市内の公衆浴場の入浴券を月1人10枚を限度とし て支給 対 65歳以上の一人暮らしまたは70歳以上の方のみ の世帯の方で、いずれも自宅に入浴設備のない方 (身体的な理由で自宅の入浴設備を使用できない場 合はお問い合わせください)
自立支援住宅改修費 給付	転倒防止などのための、手すりの取り付けや段差 解消 ^{など} ●改修の種類: 手すりの取り付け・床段差の解消・ 滑りの防止・移動円滑化のための床材の変更・ 引き戸などへの扉の取り換え・洋式便器などへ の便器の取り換え・そのほか各工事に伴う必要 な工事 ※助成限度額あり。承認前の工事は対象外 ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く) 対 65歳以上で、介護保険で非該当の認定を受け、 サービスが必要と認められる方
高齢者住宅改修費 給付	介護保険対象外で、必要と認められる住宅改造の 費用 ●改造の種類: ①浴槽の取り換えおよびこれに付 帯して必要な給湯設備などの工事(ユニットバ ス・システムバスは要相談) ②流し・洗面台の取り換えおよびこれに付帯し て必要な給湯設備などの工事 ※助成限度額あり。承認前の工事は対象外 ※自己負担: 1割(生活保護世帯などを除く) 対 65歳以上で、介護保険で要支援・要介護の認定 を受けている、または事業対象者とされた方で、 サービスが必要と認められる方
高齢者家具等 転倒防止器具 取付け等	対 65歳以上の方のみの世帯で、過去に市の事業で 家具等転倒防止器具の給付または取り付けをして いない世帯 ※取付器具は市指定のもので、数に上限あり ※器具によってはネジで固定するため、壁や家具 に穴が開きます。
車いすの貸出	1カ月を限度に貸与 対 一時的に車いすを必要とする方(介護保険サー ビスで貸与を受けられる方、施設に入所または病院 に入院している方などは対象外)
敬老金の贈呈	9月に敬老金(88歳の方: 1万円、100歳の方: 5 万円)を贈呈
家族介護慰労金支給	在宅の高齢者を介護している家族に対して慰労金 を支給 対 次の要件を全て満たしている市内の65歳以上 の方を過去1年間以上介護し、過去1年間以上市民 税非課税世帯に属する同居の家族介護者 ●過去1年間以上、市民税非課税世帯で要介護4 または5で介護保険サービスを利用していない (年間7日間までのショートステイまたは医療型 ショートステイの利用を除く) ●過去1年間に延べ90日以上長期入院をしてい ない
介護職員初任者研修	対 在住・在勤で、既に介護職員として働いている・ 働くことが決まっている・働くことを希望する方 ※自己負担あり
市民介護講習会	介護に必要な知識や技術の習得 対 要介護者のいる家庭の介護者 ^{など}
ささえあい 訪問サービス	市の研修を受講したボランティアが、原則週1回 の外からの見守りと月1回の玄関先までの訪問を 行います。 対 65歳以上の一人暮らしの方で、日頃家族や知り 合いなどからの見守りが少ない方(介護サービスや 高齢者配食サービスなどの利用により、見守りの 体制がある方は利用不可) ※ボランティア活動のため、申請後すぐにご利用 いただけない場合があります。 ▶ 高齢者支援課 地域支援係 電話 042-438-4029

補装具・日常生活用具^{など}

介護・日常生活の援助^{など}